

平成26年4月後期定例会 議事録

(1/6)

- ・開催日時 平成26年4月23日(水曜日) 15時30分～17時12分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者 (委員) 大西委員長 松尾委員 中川原委員
(事務局) 社頭事務局長 原副事務局長 宮原参事
毛利係長 植松係長 牛島係長 寺田主査

○議事事項

1 平成26年4月前期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 平成26年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の実施要綱について

概要について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 試験区分及び採用予定者数

行政(19名程度)、警察事務(4名程度)、電気(2名程度)、総合土木(13名程度)、
建築(3名程度)、化学(1名程度)、農政(10名程度)、林業(3名程度)、
水産(2名程度)、薬剤師(3名程度)、保健師(7名程度)
計67名程度

2 受験資格

(1) 次のア又はイの要件を満たす者とする。ただし、日本国籍を有しない者(薬剤師及び保健師を除く。)及び地方公務員法第16条各号(準禁治産者を含む。)のいずれかに該当する者は除く。

ア 昭和60年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者(薬剤師については、昭和60年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者、保健師については、昭和60年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者)とする。

イ 平成5年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。)を卒業又は平成27年3月31日までに卒業見込みの者(人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。)

(2) 上記(1)に掲げる事項の他、薬剤師及び保健師については、それぞれの免許(薬剤師免許、保健師免許)の取得者又は平成27年8月31日までに免許取得見込みの者とする。

3 試験の方法及び評価

試験は、第1次試験及び第2次試験に分けて行い、第2次試験は第1次試験合格者について行う。

(1) 第1次試験

教養試験及び専門試験を行う。

また、語学資格保有者に対しては、加点を行う。

ア 教養試験

五枝択一式による筆記試験とし、試験の程度は大学卒業程度とする。

問題数は60問で、80点満点とし、時間は3時間とする。

なお、問題数60問のうち7問は佐賀県に関する問題を、3問はICTに関する問題を出題する。

イ 専門試験

五枝択一式による筆記試験とし、試験の程度は大学卒業程度とする。

問題数は40問で、120点満点とし、時間は2時間とする。

ウ 語学資格保有者への加点

(ア) 加点対象者

英語、中国語、韓国語、フランス語について、相当高い程度の語学資格を保有すると認められる者を対象とする。

(イ) 加点の方法

資格等を証する書類を確認のうえ、資格の有用性等に応じ、20点を限度として加点する。

エ 第1次試験合格者の決定

教養試験及び専門試験のそれぞれの合格基準点以上の得点を有する者について、教養試験及び専門試験の合計点（語学資格保有により加点された者については、当該加点点数を加えた得点）により、採用予定者数を考慮して、高点順に定め、7月4日（金）に発表を行う。

なお、教養試験において佐賀県に関する問題（7問）が全て不正解の者は不合格とする。

(2) 第2次試験

論文試験及び面接試験を行う。

ア 論文試験

共通の一般的課題1題を出題し、職務遂行に必要な思考力、論理性及び文章による表現力等を総合的に評価し、100点満点とする。時間は1時間30分とする。

イ 面接試験

面接試験Ⅰ及び面接試験Ⅱを行う。

(ア) 面接試験Ⅰ

面接員3名の個別面接により人物評価を行い、200点満点で評定する。

なお、面接試験の参考とするため適性検査を実施する。

(イ) 面接試験Ⅱ

面接員3名の個別面接により人物評価を行い、100点満点で評定する。

4 最終合格者の決定

4(2)のア及びイの試験科目に合格となった者について、第1次試験及び第2次試験（論文試験及び面接試験）それぞれの得点を合計した総合得点（600点満点。語学加点があれば最大で620点満点。）により、試験区分ごとに、採用予定者数等を考慮して高点順に最終合格者を決定し、8月下旬に発表を行う。

ただし、受験資格の有無、申込書の記載事項の真否について、虚偽又は不正の申告をした者については不合格とする。

5 採用候補者名簿の登載順位

最終合格者は、5の総合得点の高点順に登載する。

6 受付方法

インターネット、持参、郵送による受験申込みの受付を行う。

7 受付期間

(1) インターネット申込

5月7日(水)9時から5月23日(金)17時までに県のサーバーに到着したものを有効とする。

(2) 持参による申込

5月7日(水)から5月23日(金)までとし、受付時間は8時30分から17時までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は除くものとする。

(3) 郵送による申込

5月7日(水)から5月23日(金)までとする。ただし、5月23日(金)の消印があるもので有効とする。

8 試験の期日及び場所

(1) 第1次試験 6月22日(日) 佐賀大学本庄キャンパス

(2) 第2次試験 7月下旬～8月上旬 県庁新行政棟会議室ほか

9 採用候補者名簿の効力

平成27年4月1日から1年間とする。

3 公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する。

(1) 「財団法人佐賀県教育文化振興財団」及び「財団法人佐賀県長寿社会振興財団」について、公益法人制度改革に伴い、平成26年4月1日に公益財団法人に移行したため。

(2) 「財団法人佐賀県教育職員互助会」について、公益法人制度改革に伴い、平成26年4月1日に一般財団法人に移行したため。

(3) 「社団法人佐賀県観光連盟」及び「社団法人佐賀県計量協会」について、公益法人制度改革に伴い、一般社団法人に移行したため。

(施行日 公布の日)

(改正内容)

2の(1)、(2)及び(3)について、団体の名称を改めることとした。(別表第1関係)

4 職員の昇任選考について

佐賀県警察本部長から職員の昇任選考請求があり、その内容について説明し、選考の結果、請求のとおり合格とすることを決定した。

【説明】

- ・警視級 1名（発令予定日 平成26年5月1日付）

5 表彰（教育委員会等が行う）による昇給について（通知）の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

表彰（教育委員会等が行う）による昇給について（通知）の一部を改正する。

佐賀県公立学校職員等表彰規則に基づく佐賀県教育委員会教育長表彰に係る規程（以下「教育長表彰規程」という。）において、在外教育施設派遣に係る表彰の基準が改正されたことに伴い、所要の改正をする必要があるため。

（施行日 平成26年5月1日）

（改正内容）

佐賀県公立学校職員等表彰規則に基づく表彰のうち、昇給号給数を1号給とする表彰を、在外教育施設（在外教育施設教員派遣規則第2条第1項に規定する在外教育施設及びそれと同等の施設をいう。）において特に良好な成績で勤務を終えた者に対して行う表彰に改める。（第2項関係）

○報告事項

1 平成26年職種別民間給与実態調査の実施について

調査の概要について報告した。

【説明】

1 目的

県職員の給与と県内民間事業所の従業員の給与とを比較検討するための基礎資料の作成

2 調査対象

（1）調査対象事業所

平成26年4月（4月分の最終給与締切日）現在において、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の359事業所（全国55,047事業所）

（2）調査実施事業所

156事業所（全国12,358事業所） ※人事院が無作為抽出

3 調査実施期間

平成26年5月1日(木)から6月18日(水)まで(49日間) ※平成25年と同期間

4 調査内容

(1) 従来からの調査項目

- ① 個人別給与の支給状況(職種別、年齢別、学歴別等)
- ② 初任給の支給状況及び採用状況(職種別、学歴別)
- ③ 賞与及び臨時給与の支給状況(支給総額、支給人員数、支給月数等)
- ④ 本年の給与改定の状況(改定率、実施時期等)
- ⑤ 諸手当の支給状況(家族手当の支給状況)
- ⑥ 定年退職後の継続雇用制度等の状況

(2) 追加調査項目

- ① 通勤手当の支給状況
- ② 異なる地域に事業所が所在する場合の給与の支給状況(単身赴任手当、地域(都市)手当等)

(3) 削除調査項目

- ① 住居手当の支給状況
- ② 時間外労働割増率の状況
- ③ 雇用調整の状況

5 調査方法

人事委員会事務局職員が調査事業所を訪問調査(119事業所(うち他県事業所4件))

※本県調査実施事業所156件のうち41件は、人事院または他都道府県人事委員会により調査

2 平成26年度佐賀県警察官A採用試験実施計画の報告及び同試験における事務の協力について

平成26年度佐賀県警察官A採用試験〔第2回〕実施計画及び事務の協力について、概要を報告した。

3 公務員連絡会地方公務員部会等からの要請書について

全国人事委員会連合会会長へ公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会が提出した「民間給与実態調査に関わる要請書」及び公務労組連絡会等が提出した「地方公務員の給与等の改善にかかわる要請書」について報告した。

4 平成26年度佐賀県職員採用試験〔行政特別枠〕に係る採用予定者数の変更について

佐賀県知事からの採用予定者数の変更依頼について報告した。

5 平成25年(不)第1号事案の再反論書について

不服申立人から再反論書の提出があったこと及びその内容を報告した。

○その他

1 平成25年度苦情相談について

扶養手当の認定について内容を報告した。

2 行事予定について